

水道料金のしくみ



いわき市水道局





水道料金のしくみ



目 次

- 1 水道料金の決定原則(法的な位置付け)
- 2 料金制度を取り巻く環境(国の考え方や料金算定要領)
- 3 料金体系(仕組み、料金表、計算例など)
- 4 本市の料金改定の経緯
- 5 他市の状況など



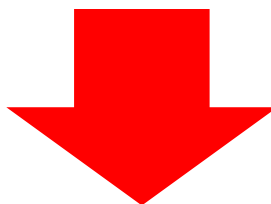
水道料金のしくみ



水道法

水道法第1条(目的)

この法律は、水道の布設及び管理を適正かつ合理的ならしめるとともに、**水道の基盤を強化することによって、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、**もって公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的とする。



いつでも安心して使用いただける水を、
効率的な経営のもと適正な料金で安定して提供することが、
水道事業者の使命です。





水道料金のしくみ



料金の決定原則

公正妥当

適正な原価

健全な運営の確保

地方公営企業法第21条第2項

(水道)料金は、「**公正妥当**なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における**適正な原価**を基礎とし、地方公営企業の**健全な運営を確保**することができるものでなければならない。」

供給規程の要件

※水を供給する約束や決まりのことを指します。

公正妥当な料金

料金の明確性

差別的取扱いの禁止

水道法第14条

(第1項)水道事業者は、料金、…の供給条件について、供給規程を定めなければならない。

(第2項)1 料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし、**健全な経営を確保**することができる**公正妥当なものであること。**

2 料金が、**定率又は定額をもって明確に定められていること。**

4 特定の者に対して**不当な差別的取扱いをするものでないこと。**



水道料金のしくみ



料金制度を取り巻く環境

厚生労働省 新水道ビジョン（平成25年3月）

料金制度の最適化

- ・固定費と変動費の割合に適合した、将来を見据えた料金体系へ、利用者の影響を抑制しつつ、事業実態に応じた検討の推進
- ・水需要減少傾向の現状にあって、従来からの逦増制料金体系についても、緩やかな見直しを推進

（公財）日本水道協会 水道料金算定要領（平成27年2月）

水道料金の具体的な算定方法を示すもの

《基本原則（要約）》

合理的な給水需要予測と、施設計画を前提とした、誠実かつ能率的な経営の下における**適正な営業費用**に、健全な運営を確保するために必要とされる**資本費用**を加えて算定しなければならない。

⇒**総括原価方式**と呼ばれています。



日本水道協会は、令和7年5月ごろの算定要領改定を予定している。

《主な課題》

- ・固定費の基本料金と水量料金への配分方法、逦増料金制の設定基準、資産維持費の取扱いなど



水道料金のしくみ



料金体系

料金体系とは？ 個々の需要者(使用者)から徴収する水道料金の算定の基礎となる単価の体系をいいます。

本市の水道料金は、使用水量に関わらず負担していただく**基本料金**と、使用水量に応じて負担していただく**水量料金**で構成されている（**二部料金制**）。

水道料金

基本料金

水量の有無に関わらずいただく料金。

・主に、水道メーターの検針、取替費用、水道料金の徴収費用や、配水池、ポンプ場などの水を送る施設の維持・補修費用など固定的に必要となる費用を賄うもの。

水量料金

使用する水量に応じていただく料金。

・主に、薬品費や動力費など、配水量に応じて変動する経費。（実態として、水を送る施設の維持・補修費用など固定的に必要となる費用も含まれる。）



水道料金のしくみ



料金体系その2

水道料金体系は、主に「用途別」「口径別」「その他」に分類される。

料金体系

用途別: 従来から広く採用されてきたもので、水道水を使う用途に基づき料金を設定する方法

メリット: 生活用水の低廉化が図れる。

デメリット: 用途の区分が明確に分けられない。

口径別: 水道メーターの口径の大小を基準にして料金を設定する方法 **←本市で採用**

メリット: 需要種別に応じた費用負担の公平性と料金体系の明確性が担保される。

※全国の事業体のうち、60.8%(757/1,245)が採用(日本水道協会調べR5.4月現在)

その他: 単一従量料金制など

➡ 特殊な用途(浴場用・船舶用・私設消火栓用)については、それぞれ区分して個別料金を設定している。



水道料金のしくみ



料金体系その3

《基本料金と水量料金のタイプについて》

- ・基本料金については、「基本水量」として一定水量を付与する場合がある。
- ・水量料金については、「逓増型」「逓減型」「単一型」に分類される。

基本料金

基本水量のあり: 公衆衛生を向上し、生活上必要な水使用を促すことを目的

基本水量のなし: 1 m³でも使えば、水量料金が加算される。←**本市で採用**

水量料金

逓増型: 主に需要を抑制する目的で、水量が増加するに従い単価が上がるタイプ ←**本市で採用**

※全国の事業者のうち、67.5%(841/1,245)が採用

逓減型: 主に需要を促進する目的で、水量が増加するに従い単価が下がるタイプ

単一型: 使用水量の多寡にかかわらず、単価を均一としたタイプ

➡ 逓増型料金制は、水需要減少傾向の現状においては、大口使用者の需要の抑制の目的はほぼ達成されており、むしろ料金収入の大幅な減少を招いています。

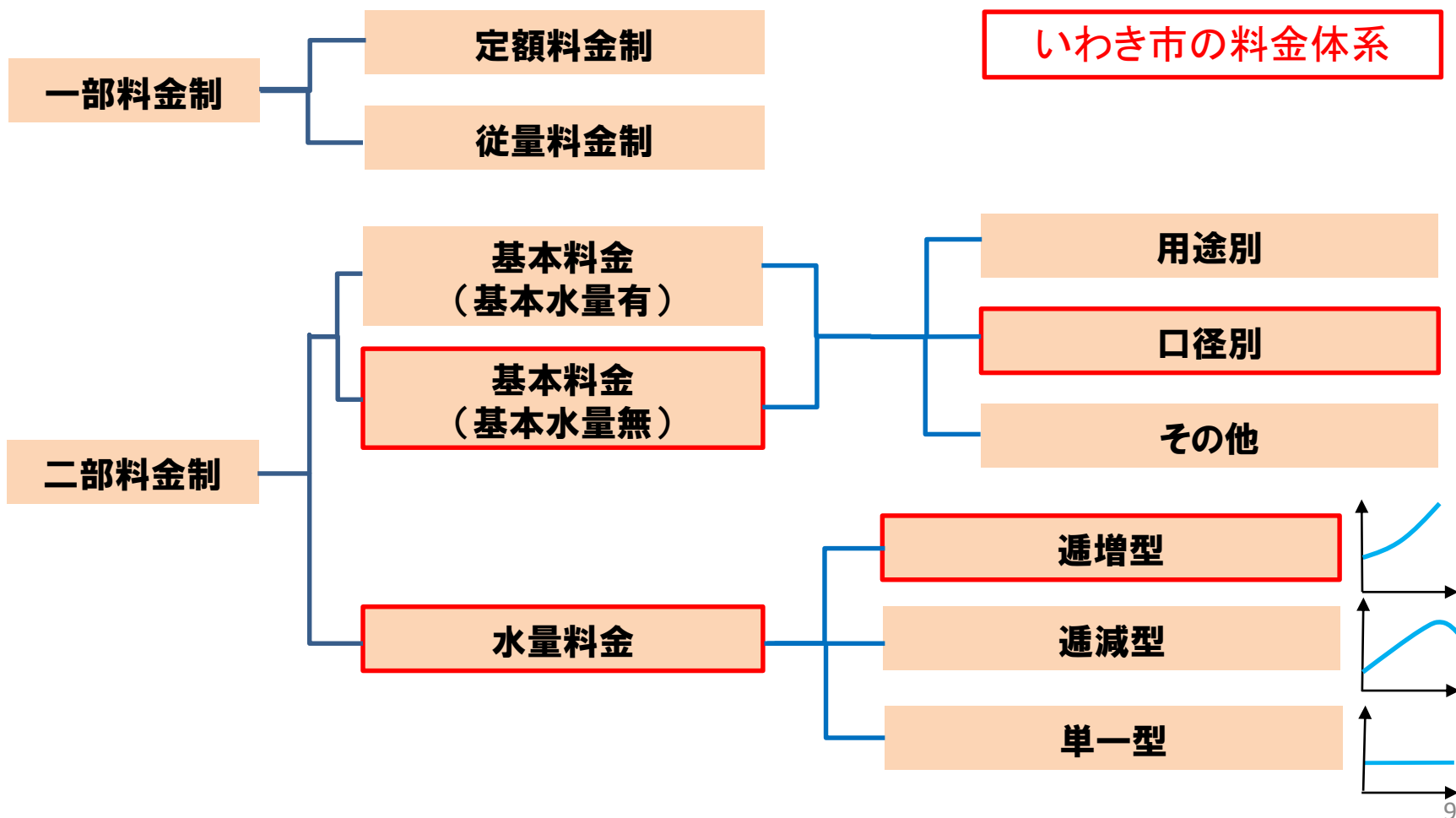


水道料金のしくみ



料金体系その4

《料金体系のまとめ》昭和47年1月から口径別料金体系を採用しています





水道料金のしくみ



料金体系その5

《現行の水道料金表》令和2年1月1日以降適用

(1月あたり 税込み 単位円)

口径 (mm)	基本料金 (円)	水量料金			1 m ³ につき円	
13	1,188	1 m ³ あたり	一般用	1 m ³ ～10 m ³ まで	82.50	
20	2,376			11 m ³ ～20 m ³ まで	171.60	
25	4,400			21 m ³ ～50 m ³ まで	213.40	
30	8,360			51 m ³ ～100 m ³ まで	238.70	
40	12,980			101 m ³ 以上	260.70	
50	23,760		浴場	1 m ³ ～500 m ³ まで	66.00	
75	63,800			501 m ³ 以上	137.50	
100	126,500			船舶	—	260.70
150	353,100	私設消火栓消防演習用			2,387.00	
200	469,700					



水道料金のしくみ



料金体系その6

計算例

《現行の水道料金表(2か月用)》

				税込
口径(mm)	基本料金(円)	水量料金		1 m ³ につき円
13	2,376	一般用	1 m ³ ~20 m ³ まで	82.50
20	4,752		21 m ³ ~40 m ³ まで	171.60
25	8,800		41 m ³ ~100 m ³ まで	213.40

【例】口径13mm、2か月で、26 m³使用した場合(2人家族、蛇口8栓以内)

基本料金 2,376円

水量料金 (20 m³×82.5円)+(6 m³×171.6円)=2,679.6円

計 5,055円(円未満切り捨て)

※下水道使用料(公共下水道に接続している市民の方)

基本料金(基本水量20 m³) 4,131.6円+6 m³×224.4円=5,478円が加算。



水道料金のしくみ



これまでの改定状況

《これまでの水道料金の改定状況(平成以降)》

平成以降の料金改定では、基本料金・水量料金の一律の引き上げをしています。
本市の料金改定は、平成19年が最後となっており、料金制度について審議会にて検討を重ねてきましたが、大震災以降の補助金活用や経営努力等により現行水準で経営できることなどから、17年以上料金を据え置いている。

改定適用日	改定率	要因
平成元年7月1日適用	3.00%	消費税実施
平成7年12月1日適用	26.00%	水需要の増加に対応する第3期拡張事業
平成9年7月1日適用	1.94%	消費税率引き上げ
平成12年4月1日適用	13.16%	水需要が横ばい・第3期拡張事業の推進
平成19年4月1日適用	9.82%	水需要の減少・施設維持の設備投資
平成26年7月1日適用	2.86%	消費税率引き上げ
令和2年1月1日適用	1.85%	消費税率引き上げ



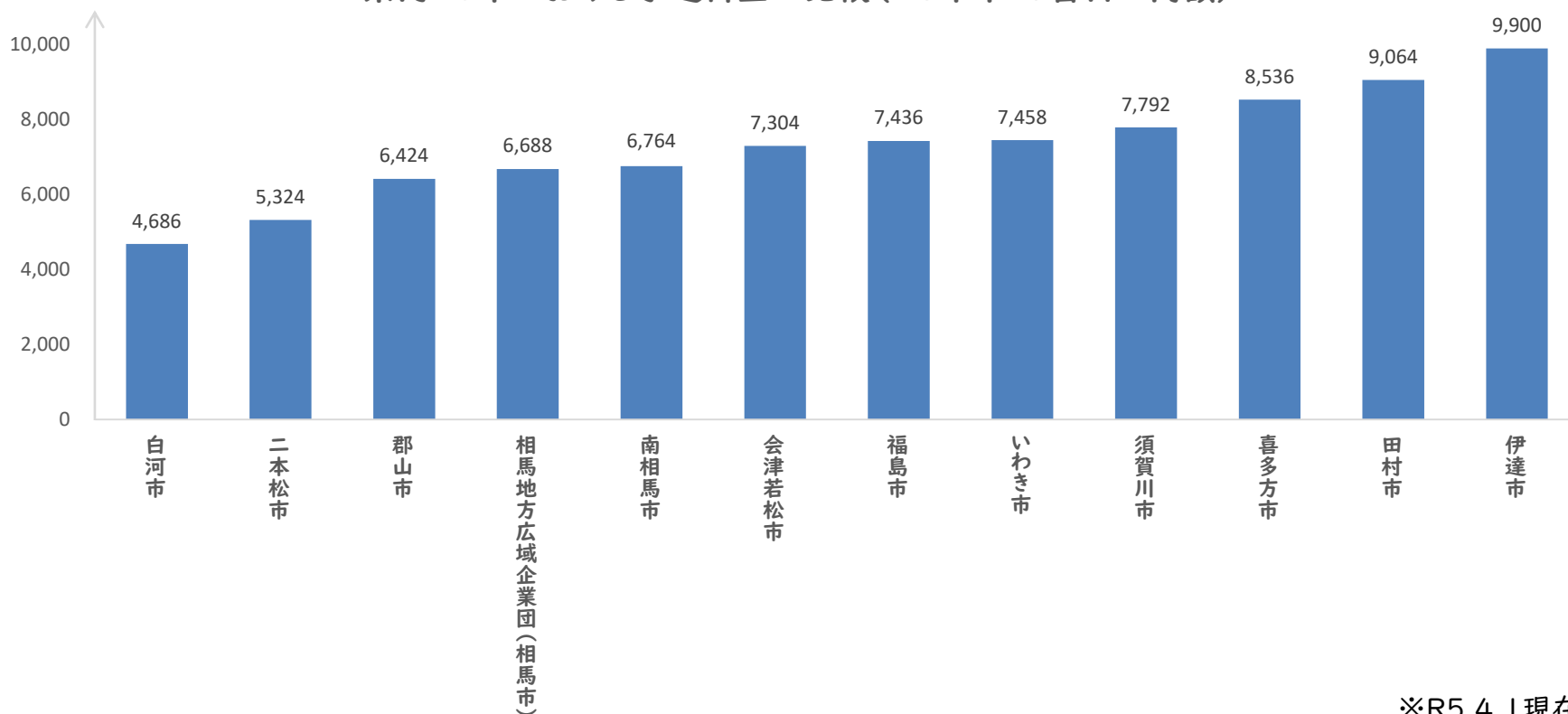
水道料金のしくみ



県内他市の状況

《県内13市での水道料金(2か月分)比較》 条件:口径13mm ・ 使用水量40m³

県内13市における水道料金の比較(13市中 5番目に高額)



※R5.4.1現在



水道料金のしくみ



県内他市の状況

	伊達市	喜多方市	いわき市	福島市	郡山市	二本松市	白河市
給水人口(人)	52,798	40,268	315,175	269,690	311,945	45,631	56,233
給水世帯数	19,532	14,285	136,670	121,000	138,456	16,200	23,650
世帯人数(人)	2.7	2.8	2.3	2.2	2.3	2.8	2.4
給水区域 (km ²)	102.5	119.2	466.0	273.4	293.3	161.2	155.9
料金回収率%	98.0	99.2	104.0	104.7	117.2	88.9	102.5
給水原価(円)	278	226	215	228	173	232	169
1人当たり管 路延長(m)	12.3	16.8	7.1	6.1	5.9	10.2	10.4
主な水源	受水 100%	ダム	表流水	受水	表流水 (湖水)	湧水 87%	深井戸水 66%

出典: 令和4年度 福島県の水道、総務省 経営比較分析表



水道料金のしくみ



他事業体の改定状況

改定時期	事業体数	平均改定率
令和元年	51	10.1
令和2年	82	9.4
令和3年	44	8.2
令和4年	65	11.0
令和5年	63	11.1
計	305/1,245 (24%)	

出典：日本水道協会 水道料金表R5.4.1



水道料金のしくみ



中核市の改定状況13市

※ 他市の中核市改定状況集計を参考に、
独自に調査

事業体名	改定時期	改定率	改定理由		特色
			収入減	費用増	
水戸市	R2.4.1	11.00%		○	基本水量8m ³ ⇒6m ³
吹田市	R2.4.1	15.20%		○	逓増度緩和
姫路市	R2.4.1	12.90%	○	○	基本料金・水量料金一律引上げ
川口市	R3.1.1	25.01%		○	基本料金・水量料金一律引上げ
枚方市	R3.4.1	0.58%			基本水量の廃止
前橋市	R4.4.1	21.68%	○	○	当初3年間17%
旭川市	R4.7.1	14.90%	○	○	基本水量の廃止
横須賀市	R5.4.1	0.00%	○		基本料金の値上げ
松山市	R5.4.1	13.89%	○		基本料金・水量料金一律引上げ
甲府市	R6.4.1	9.37%		○	基本料金・水量料金一律引上げ
豊田市	R6.4.1	5.50%	○	○	基本料金・水量料金一律引上げ
呉市	R6.4.1	6.60%	○	○	逓増度緩和
一宮市	R6.10.1	15.00%	○	○	基本水量の廃止



水道料金のしくみ



最近の水道料金の報道

千葉県営水道が30年ぶり値上げへ 2年後をめど約20%値上げ

千葉県は、県が供給している水道料金について、物価高などの影響で赤字が見込まれるとして、2年後（令和8年度）をめどに2割程度の値上げを行う方針を明らかにした。

今後、具体的な料金体系を検討して改定案を取りまとめ、令和7年度中の議会に提出したいとしている。

給水区域：千葉市、船橋市など150万戸余り

（11月21日付けNHK WEBより）

千葉県営水道が30年ぶり値上げへ 2年後めど2割程度値上げ

11月21日 20時00分



千葉県は、県が供給している水道の料金について、物価高などの影響で赤字が見込まれるとして、2年後をめどに2割程度の値上げを行う方針を明らかにしました。料金の値上げはおおよそ30年ぶりとなります。



水道料金のしくみ



水道料金のしくみのまとめ

本市の料金体系については、
口径別料金体系であり、水量料金は逓増型料金制となっています。

これらは、現在、多くの事業体が採用している体系です。

次の議題、
「水道料金体系のあり方」にて、議論を深めていきます。